

# 室町初期における庄園の再編

金剛峯寺領紀伊国官省符庄の場合

山陰加春夫

Shoen Configuration in the Early Muromachi Period: Kongobu-ji Ryo Kinokuni Kanshofu-sho

はじめに

- ①内乱の終結と大検注の再開
- ②神通寺における百姓らの誓約
- ③官省符庄大検注の原則
- ④官省符庄大検注の日程
- ⑤「検注目録」の作成
- ⑥分田支配
- ⑦分畠支配
- ⑧在家支配
- ⑨応永三年の高野枅  
おわりに

## 【論文要旨】

一四世紀末～一五世紀中葉における高野山金剛峯寺の同寺領膝下諸庄園に対する「大検注」とそれに基づく「分田・分畠・在家支配」については、これまで多くの貴重な研究が積み重ねられてきた。けれども、従来の当該研究においては、金剛峯寺の「分田・分畠・在家支配（＝寺僧や庄官らに対する供料地等の配分）」システムと、それと対を成すはずの同寺の「年貢・公事収納」システムとが十分に峻別されていない。本稿は、かかる問題意識に立って、一四世紀末期における金剛峯寺の同寺領紀伊国官省符庄に対する「分田・分畠・在家支配」システムの構築過程、及びその在り方を史料的に再確認することを目的とする研究ノートである。

本稿での検討を通じて明らかになった最大の論点は、現存する官省符庄関係史料による限り、応永元～同三年（一三九四～九六）の同庄に対する「大検注のやり直し」とそれに伴う支配体制の再構築」において、金剛峯寺側が村ごとの「名寄帳」を主体的

に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」の作成作業が（もしそのような作業が行われたとすれば）村々の「名主」をはじめとする人びとによって遂行された可能性のあることを示唆していよう。またそのような「名寄帳」（＝庄家の年貢等収取を目的とした）「名寄帳」の作成作業は、金剛峯寺側の「検注目録」類の作成作業、及び「分田・分畠・在家各支配帳」（＝いわば寺家の年貢等配分を目的とした）「名寄帳」群の作成作業と同時併行的に行われた可能性のあることをも暗示していよう。

## はじめに

一四世紀末～一五世紀中葉における高野山金剛峯寺の同寺領膝下諸庄園に対する「大検注」とそれに基づく「分田・分畠・在家支配」については、これまで熱田 公・今井林太郎・田代 脩・本多隆成・増山正憲、小山靖憲、池田 寿各氏らによって、貴重な研究が積み重ねられてきた。その中であって、熱田 公氏の次のような見解は、今なお通説的な地位を保っている。

〔室町初期に再建される高野山直轄諸庄〕における——引用者〕分田は定免化された年貢・公事銭の配分であるが、下地について経営を無視して入組んだ形で行われ、各知行者は、おのおの現実に各自の所務を行った（後略）。

（傍線は引用者。以下同様）

すなわち、近時の小山靖憲氏の論文においても、

「大検注」の最大の目的は、下地を交合し、「結直し」を行うことにあった。これは、高野山領の膝下荘園では、金剛峯寺が一元的に田畠を支配せず、山上・山下の寺院や寺僧あるいは荘官などに給分として配分する方法がとられていたためであり、「結直し」とは、給分の配分換えを意味している。このように、すでに検注の段階から特定の田畠を指定し、これを領主権の構成者である寺僧や荘官らに知行地として配分してしまう方式は、一般に分田支配と呼ばれているが、分田は下地の経営とは関係なく、土地の肥瘠などを考慮して機械的に配分され、知行者は分田切符にもとづいて年貢・公事銭の配分を受けた。このような特異な支配方式がいつ、どのようにして成立したのか不明な点が多いが、在家役の収取権を寺僧や荘官に配分した免家制度——これは荘園の成立当初からみられる——と深い

関係があるように思われる、とあって、前掲・熱田見解は基本的に踏襲されていることが知られるのである。

さて、今、筆者が特に問題にしたいのは、従来の当該研究においては、「分田・分畠・在家支配」という場合の「支配」なる語に、とかく「在地支配（＝統治）」の意味をも含ませがちであったのではないか、という点である。筆者は、一四世紀末～一五世紀中葉の金剛峯寺関係史料において、「分田支配」・「分畠支配」・「在家支配」という史料用語中に見える「支配」なる語は、あくまでも「配分する」という意味であって、そこに「統治する」という意味は含まれていない、と考えている。けれども、従来の当該研究においては、「分田・分畠・在家支配」という場合の「支配」なる語に、ともすると「配分する」・「統治する」の両義を持たせてきたのではないであろうか。そしてこのことが、金剛峯寺の「分田・分畠・在家支配（＝寺僧や荘官らに対する供料地等の配分）」システムと、それと対を成すはずの同寺の「年貢・公事収納」システムとを、しばしば同一視、または混同し、かつ、いたずらに金剛峯寺の同寺領膝下諸庄園に対する「在地支配」の在り方の「特異」性を強調する研究動向が出来る大きな要因となってきたのではあるまいか。

筆者は、今後の当該研究においては、金剛峯寺の「分田・分畠・在家支配」システムと、それと対を成すはずの同寺の「年貢・公事収納」システムとを、ひとまず峻別して考察することが何よりも大切であると考えているのである。

本稿は、右のような問題意識に立って、一四世紀末～一五世紀中葉における高野山金剛峯寺の同寺領膝下諸庄園に対する「分田・分畠・在家支配」システムの構築過程、及びその在り方を史料的に再確認することを目的とする研究ノートである。素材とするのは、金剛峯寺領紀伊国官省符庄関係史料。幸い近年、『かつらぎ町史』古代・中世史料編や和多

秀乗編「旧御影堂藏 金剛峯寺領検注帳」(一) (三)<sup>13</sup>が刊行され、既刊関係史料が網羅されるとともに、未刊関係史料が(すべてではないが)数多く翻刻されている。<sup>14</sup>両者に依拠し、かつ先学の諸研究に多くのことを負いつつ、以下、考察を進めることにしよう。

なお、本稿は、まもなく上梓される『かつらぎ町史』通史編執筆のための予備的作業として作成したものである。長期に亘って、多大のご教示、格別のご高配を戴いてきた故渡辺 広・小山靖憲両先生を初めとする「かつらぎ町史編集委員会」の諸氏に、この場をお借りして、厚くお礼申し上げたい。

### ①内乱の終結と大検注の再開

元弘三年(一二三三)一〇月、後醍醐天皇は、「元弘の勅裁」と呼ばれる裁定(元弘三年一〇月八日「後醍醐天皇綸旨案」V—三七)を金剛峯寺宛てに下した。これは、「祖師空海が朝廷から賜った」と称する「旧領」、すなわち「御手印縁起」四至内の全領域に対する一円支配権の承認を、その内容とするものであった。

さて、南北朝内乱期、高野山金剛峯寺の衆徒ら(Ⅱ広義の学侶。学衆と非学衆とを含む)は、この「元弘の勅裁」を奇貨とし、以後、遠隔庄園群に対する一円支配を一定程度、断念するかわりに、膝下諸庄園(Ⅱ「旧領」とそれに隣接する金剛峯寺領庄園群)を殊に重視して、同地域内に形成されてきている各惣庄から、できる限り直接に年貢・公事を收取する体制を実現するべく、必死の努力を続けていた。

同時期、同寺の衆徒らが膝下諸庄園に対して打ち出していた諸政策のうちで、最も重要なものは、「惣庄の自治機能を最大限に認めながらも、それらの機能は、同寺が有する圧倒的な検断力によって最終的に保証する」ことを宣言する諸指示であった。つまり、同寺の衆徒らは、当

該時期、膝下諸庄園内に、「惣庄の自治機能に基本的に依拠する支配体制」をあたう限り構築することを通じて、同寺の「全き生き残り」をめざしていたのである。<sup>15</sup>

このような中であって、金剛峯寺は、たとえば、建武五年(一二三三)と正平一年(一二三六)とはは洪田庄に対する大検注を、また正平二年(一二三七)には六箇七郷内の古沢郷・志賀郷・花坂村に対する大検注を、それぞれ一通り終えていた(建武五年八月二六日「洪田庄検注帳案」V—四七、正平一年「洪田庄検注帳案」V—五六、正平二年一月一日「古沢郷皇正検帳」和「検注帳」二〇、同年二月八日「志賀郷・花坂村在家帳」VI—八一)。

けれども、膝下最大の庄園である官省符庄については、延元二年(一二三三)に、一旦、大検注とそれに伴う支配体制の構築が行われたものの(延元二年九月三日「官省符庄在家支配帳」II—四四四)、その後、その支配秩序は、内乱の深化に伴って、急速に混乱していったように見受けられる。延元二年から三年後の暦応三年(一二三〇)に、早くも「官省符、大検注帳を以て結い直さるべき(Ⅱ寺僧らの供料地等を再配分すべき)」<sup>16</sup>ことが評議されているのは、そのことを端的に物語っている(暦応三年五月一九日「金堂集會評定事書」II—四五五)。この後、内乱のさなかで、幾度となく、官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」が表明された(正平二二年九月一日「金剛峯寺衆徒一味契状」II—四九一)。しかしながらその実施は、紀伊国において内乱が終結し、かつ、室町幕府—守護体制が確立する室町時代初期を待たねばならなかった。

前掲・元中元年(一二三八)二月七日「金剛峯寺衆徒一味契状」の第一条に、

一 官省符年貢 [ ] (Ⅱ延元二年カ) 大検注以後、或いは山成

り・川成り等の不作に依って、或いは山上の代官・山下の作人の私曲（Ⅱ不正）に依って、下地等は失墜せしめ、料足は有名無実となるの間、住山の資縁は年を追って闕乏せしむと云々、

とあるのは、南北朝内乱期に、政情不安や気候不順のもたらす「不作」や、内乱に事寄せて暗躍する山上の代官や山下の作人たちの「私曲」が、官省符庄の支配体制を破綻させていったことを示し、続く第二条に、

下地交（校）合（Ⅱ檢注）の時（中略）もし異義（議）を申して出対（Ⅱ出頭）せしめざるの輩、出で来らば、奉行衆（Ⅱ檢注使）は

（下地交合を）打ち捨て帰山ありて、（異議・不出頭の者の）名字を諸衆（Ⅱ衆徒正員）に披露せしめ、案内を公方（Ⅱ公儀、公権力）

に啓し、御願を止めて、嚴重にその沙汰あるべき事、

とあるのは、当該時期、金剛峯寺の衆徒らが、しっかりとした公権力を後ろ盾とすることなしには、決して、山上・山下の檢注反対派を抑えて、大檢注をやり直すことができなかったことを語っている。

官省符庄に対する「大檢注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」は、室町幕府内の実力者である大内義弘が紀伊国守護に就任し、かつ、南北朝の合一が実現した明德三年（一三九二）の二年後、すなわち応永元年（一三九四）の十一月から実施されるのである。

ところで、ここで特に注目されるのは、近時、高野口町九重の岡本善積家から発見された応永三年（一三九六）六月「官省符庄百姓等申状案」中の、次のような文章である。

（前略）この度、ご檢注候わば、諸事は往古の如くにお改めあるべきの由、承り及び候の間、百姓らは安堵の思いを成し候いき。一向に非例をお止め候わば、お山のためにお目出たく候。百姓ら、畏みて申し候。

この史料を紹介した高橋 修氏は、この「申状案」の性格について、官省符庄の百姓等が結集して、政所を運営する四庄官の非法を、庄

園領主の高野山金剛峯寺に訴えた申状の案文である、

と述べているが、右に引用した文章からは、応永元年に始まる官省符庄の大檢注が、百姓らの期待と承認とを俟って、初めて可能であったことが窺えよう。すなわち、官省符庄の百姓らは、南北朝内乱期以降に展開された（状況によっては止めどもなくエスカレートする危険性のある）四庄官（Ⅱ高坊・田所・亀岡・岡の各氏）の種々の「非法」が停止され、かつ、それ以前の健全な庄園領主経営が「復活」することを期待したがゆえにこそ、この大檢注の実施を承認したのである。

その意味では、応永元年に始まる官省符庄の大檢注は、一方で室町幕府—守護体制という公権力を後ろ盾とし、もう一方で（在地有力者の「非法」停止と健全な庄園領主経営「復活」とを期待する）官省符庄の一般住民たちの広範な支持を得ることによって、初めて実施することができた、といえよう。

## ②神通寺における百姓らの誓約

応永元年（一三九四）十一月十六日、官省符庄二〇か村の百姓らは、金剛峯寺の命によって、現九度山町慈尊院にある神通寺（Ⅱ官省符庄の総鎮守である七社明神の神宮寺）に集合した。そして、その神前において、

この度のご檢注の事に就きて、百姓らにおいては、地本（Ⅱ田・畠を指すか）並びに在家（Ⅱ屋敷とその付属耕地）・桑代（Ⅱ桑畠にかかる地租）ともに、少分たりと雖も、相互に見隠し聞き隠すべからず。有り目に任せて、悉く申し上ぐべきものなり、との誓いを立てた。

同日の「二十村百姓等起請文案」（Ⅱ一四九三）の袖に、但し、正文においては、護法（Ⅱ牛玉宝印）の裏にこれを書き、神

通寺のご宝前において、麗水を以てこれを呑む、

と記されていることからすると、この起請文の「正文」は、神前で燃やして灰にされ、その灰を溶かした水を、二〇か村の百姓らがそれぞれ廻し飲みしたことになる。いわゆる「一味神水」という誓約方法であるが、もしこの誓いを破った場合には、その人には、この起請文に書かれている「罰言」のとおり、恐ろしい神罰が下るはずであった。<sup>(21)</sup>

また、実際の検注に当たる奉行衆もまた、現地に下向する以前に、寺家（＝金剛峯寺）において、

追従・賄賂に就いて、偏頗・矯飾を存すべからず。はたまた、山上・山下の諸人の語らいを得るべからざる由、

の起請文を認めていたと考えられる（前掲・元中元年「金剛峯寺衆徒一味契状」第一〇条）。前掲「二十村百姓等起請文案」に、「罰言は奉行衆の起請文に同じ」という文言があるところからすると、奉行衆が誓いを破った場合にも、百姓らの場合と同様に、恐ろしい神罰が下るようになっていたのである。

### ③ 官省符庄大検注の原則

ところで、応永元々同三年の官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」の実際の作業は、前掲・元中元年「金剛峯寺衆徒一味契状」に定められている諸原則に、おおよそ則って行われたと考えられる。そこで以下、まず同「契状」の関係条文を抜粋して引用し、次にそれらの条文から窺われる同年間の官省符庄の大検注、及び「結い直し」の手順と方法を整理しておくことにしよう。

- ①一（前略）諸衆一同の義（儀）を以て、面々身上の大事を存じ、下地を交（校）合（＝検注）せしめ、悉く結い直さるべき（＝寺僧らの供料地等を再配分すべき）事。

- ②一 下地交合の時は、本の村切り土帳<sup>(23)</sup>を以て、奉行衆（＝検注使）並びに地主・作人は、田頭に立ち、これを明かすべし。たとい荒・不作・新田・新島たりと雖も、悉く帳に付くべし。

- ④一 この度、結い直さるの時は、村々の田・島を勘え（＝調べ考え）、村切り次第に支配あるべし（＝一村を単位として配分せよ）。支配の員数においては、延元年中の配分数に任すべし。色を易（＝変）え篇を易えて、山上・山下の神社・仏寺・人用等、人の語らいを得て、新募・増減あるべからざる事。

- ⑤一 田・島ともに、上・中・下の三品（＝三等級）を以て、斗代（＝一反あたりの年貢高）を定め、公事銭を当て、未来際に到らしむべき事。

- ⑥一 在家も同じく交合ありて、免家<sup>(24)</sup>に結わるべし。もし家なしと雖も、本の免家の跡ならば、結い入れて、免家の所役は地主の沙汰となすべき事。

- ⑦一 荒・不作たりと雖も、帳に載するの上は、薄（＝薄地）を広（＝熟地）に結い加うべき事。

- ⑧一 水入りの田・島を以て、新田・新島と号し、没収せしめるの条、自今以後は堅く停止すべし。ただし、往代より以来の眼前の荒野を新しく開くにおいては、沙汰の限りにあらざる事。

- ⑫一 河南・河北ともに池底（＝池の敷地。堤が崩れ荒廃した、もと池）これ多し。村々において池を築かるべき事。

- ⑬一 交合の後に結い定めらるの時は、村々に名主を定め、給分を賜い、毛見（＝作物の豊凶を調べること）なきの儀を以て、定田<sup>(25)</sup>収納あるべき事。

（箇条番号は引用者。以下同様）

右の条々によれば、応永元々同三年の官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」の実際の作業は、次のような手

順と方法をもって実施されたと考えられる。

- (一) 検注は、奉行衆・地主・作人の三者が、揃って田頭に立ち会って、「本の村切り土帳」と照合しながら行う(第二条)。
- (二) 検注対象は、田・畠・在家の三種類である(第五条、第六条)。
- (三) 現作田と現作畠は、上・中・下の三等級に分類して、新しい「検注取帳」に記載する(第五条)。
- (四) たとえ荒・不作・新田・新畠であっても、それらの情報のすべてを「検注取帳」に記載する(第二条)。
- (五) 在家の検注に際しては、もし家がなくなっても、そこがもと「免家」のあった跡であれば、「検注取帳」に記載する(第六条)。
- (六) 「水入りの田・畠」を新田・新畠だと言って没収してはならない。ただし、昔からの荒れ野を新しく開発した場合は、この限りではない(没収してもよい)(第八条)。
- (七) 田・畠の「結い直し」は、村々の田・畠を考え合わせた上で、あくまで一村を単位として行う。また、その配分数は、延元年中の配分数と同じである。従って配分先の新設や配分数の増減はない(第四条)。
- (八) たとえ荒・不作の田・畠であっても、「結い直し」の時には、極力、計算に入れる(第七条)。
- (九) 検注した在家は、寺僧らに「免家」として再配分する。再配分にあたっては、もと「免家」のあった跡も計算に入れる。なお、もと「免家」のあった跡に懸けるべき所役は、同地の地主に負担させる(第六条)。
- (一〇) 現作田と現作畠には、等級に応じて、斗代を定め、かつ、公事銭を賦課する(第五条)。
- (一一) 検注と「結い直し」とが終わった段階で、村々に「名主」を定め、その人を年貢・公事収納の責任者とする。また、「名主」に

は給与を支払う。なお、今回の「結い直し」の後は、「毛見」は行わずに、定田から一定額の年貢・公事を徴収することにする(第一三条)。

(一) ～ (六) は大検注の手順と方法であり、他方、(七) ～ (一一) は「結い直し」、及びその後の年貢・公事徴収の手順と方法である。この後、これらの手順と方法に則って、村々の田・畠・在家の大検注、及び「結い直し」が行われるのである。

ちなみに、右の(九)・(一〇)から窺われるように、官省符庄の住民にとつては、現作田・現作畠から等級・面積に応じて徴収される年貢・公事銭と、在家ごとに賦課される「免家」の所役(公事)とが、庄園領主金剛峯寺に対する二大負担であった。

#### ④ 官省符庄大検注の日程

さて、官省符庄の大検注は、同庄河北方(Ⅱ狭義の上方。現高野口町の大部分と橋本市の西北部)・河南方(現九度山町北部と橋本市の一部)・下方(Ⅱ狭義の下方。現かつらぎ町東北部と高野口町の一部)の三方ともに、応永元年一月二日を吉日として始まった。<sup>26)</sup> 河北方に属する諸村は、

大野村、清水村(名倉を含む)、小田村、名古屋村、伏原村(吉原を含む)、神野々村(山田を含む)、田原村、中村、の八か村、河南方に属する諸村は、

畑山村(学文路出作分を含む)、九度山村、結縁寺(Ⅱ慈尊院)村、丹生河(Ⅱ入郷)村、  
の四か村、下方(Ⅱ狭義の下方)に属する諸村は、

田井田(Ⅱ東飯降)村、中飯降村、西飯降(Ⅱ妙寺)村、市原村、丁ノ町村、大藪村、大谷村、佐野村、嵯峨谷村、竹尾村、大畑村、

表1 官省符庄下方「検注取帳」一覧

作成年・月／日	「検注取帳」名	典拠
応永1・11/28~12/18	田井田 (= 東飯降) 村・中飯降村・西飯降 (= 妙寺) 村在家帳	II-494
応永1・12/01~12/02	中飯降村畠帳	II-531
応永2・10/27~11/08	市原村田帳、同村畠帳	II-535、536
(応永2)	市原村在家并新畠帳	II-537
応永2・11/22~11/24	大谷村田帳、同村畠・在家帳	II-548、549
応永2・11/28~12/01	佐野村畠・在家帳	II-551
応永2・12/04~12/06	平原・瓦屋 (= 西柏木) 両村畠帳、同両村在家帳	II-570、571
応永2・12/07~12/08	中柏木村田帳、同村畠・在家帳	II-567、568
応永2・12/08~12/11	東柏木村田帳、同村畠・在家帳	II-563、564
(年月日未詳)	東柏木村在家帳	II-565
応永2・12/12~12/13	井手・広野村田・畠・在家帳	II-561
(応永2) 12/13~12/14	短野村田・畠・在家帳	II-559
応永2・12/18~12/21	嵯峨谷村田・在家帳	II-553
応永3・03/01~03/02	嵯峨谷村畠・在家帳	II-554
応永3・03/—	竹尾村畠・在家帳	II-556
応永3・03/05	大畑村畠・在家帳	II-557
(年月日未詳)	兄井島田帳	II-575
応永3・03/06~03/11	兄井島畠・新畠帳	II-576

\* 典拠欄の数字は、注(12)所引・『かつらぎ町史 古代・中世史料編』の章一史料の番号である(表2~表7の場合も同様)。

\*\* なお、年月日未詳の「官省符庄下方(広義)田畠・在家帳目録」(II-518)によれば、この他に、田井田村田帳、同村畠帳、中飯降村田帳、西飯降村田帳、同村畠帳、丁ノ町村田・畠・在家帳、大藪村田・畠・在家帳、佐野村田帳、平原・瓦屋両村田帳、大畑村田帳、各1帖が作成されたことが知られる。

\*\*\* また、前掲「官省符庄下方(広義)田畠・在家帳目録」には、この表1の「大谷村田帳、同村畠・在家帳」計2帖は「大谷(田帳・畠帳・在家帳 已上一帖)」と記され、同様に「平原・瓦屋村畠帳、同村在家帳」計2帖は「平原・瓦屋(……畠帳・在家帳一帖)」と、「中柏木村田帳、同村畠・在家帳」・「東柏木村田帳、同村畠・在家帳」・「東柏木村在家帳」の計5帖は「(東・中・西)柏木(田帳・畠帳・在家帳 已上一帖)」と、それぞれ載せられている。

短野村、井手・広野村、東柏木村、中柏木村、瓦屋(西柏木)村、平原(広浦)村、の一七か村である。<sup>(27)</sup>

そして、河北方の諸村については同二年の二月中に、また河南方の諸村については同三年の二月ごろに、さらに下方の諸村については同三年の三月中旬に、それぞれすべての田・畠・在家の調査を終えている。<sup>(28)</sup>

このうち、下方においては、応永元年一月から同三年三月までの間に、次の表1のような「検注取帳」が作成されている(ただし、現存する計二三帖のみを表中に記載。未発見分については表1に付した\*\*の項を参照)。

上の表1によれば、官省符庄下方においては、まず応永元年の一月下旬から一月中旬にかけて、田井田、中飯降、西飯降の三か村の検注が行われ、次に同二年の一〇月二七日から一二月二二日にかけて、紀ノ川流域の市原、丁ノ町、大藪、大谷、佐野の各村の検注、及び「山村(山郷)分」の平原、瓦屋、中柏木、東柏木、井手・広野、短野、嵯峨谷の各村の検注が、それぞれ行われ、<sup>(29)</sup>そして最後に、同三年の三月一日から同月一日にかけて、嵯峨谷村の未了分の調査と「山村分」の竹尾村・大畑村・兄井島の検注が行われたことがわかる。

つまり、下方地域の検注は、三月下旬~一〇月中旬の農繁期と年末~正月の年越し・年初めの行

事繁忙期とを避けて、一〇月下旬～年末と三月上旬とに限って実施されたために、すべての調査を終えるのに足掛け三年かかったことが理解されるのである(ただし、実際の調査期間は約六か月間である)。

### ⑤「検注目録」の作成

前項では、応永元年一月下旬ごろ～同三年三月中旬に、官省符庄内の田・畠・在家が一村ごとに調査され、それらに関する諸情報が「検取帳」(Ⅱ「田帳」・「畠帳」・「在家帳」)に記録されたことを述べたが、このうち、「田帳」と「畠帳」には、一筆ごとに、田もしくは畠の、①等級(上・中・下の三等級) または荒・不作などの耕地状況、②所在地、③面積(一反Ⅱ三六〇歩で計算)、④狭町(Ⅱ区画)数、⑤地主(Ⅱ地主職の所持者。加地子と呼ばれる地代を取取る権利を持つ者)名、⑥作人(Ⅱ作職の所持者。年貢納入責任者)名などが、また「在家帳」には、一字ごとに、在家の、①屋敷地の面積、②地主名、③垣内(Ⅱ在家の区画)名などが、それぞれ登録された。そして各「検取帳」の末尾には、その帳面限りの(すなわち、一村単位の)集計結果が記載された。つづいて、応永三年(一三九六)二月ごろから同年七月ごろにかけて、次の表2のような「検注目録」が作成されている(ただし、作成年月の明らかなもののみを表中に記載した)。

これらの「検注目録」類は、一村単位の「検注取帳」類に記録された諸情報を、河北方・河南方・下方の三方単位、もしくは上方・下方(広義)の二方単位に、「マロ(円)カシ」た(Ⅱ一つにまとめた、整理・集計した)ものである。これらの「検注目録」類は、恐らくは各方の検注が終了した直後から作成が開始され(応永三年二月「河南方畑山村田帳」和多「検注帳」二四、同月二九日「河南方四か村田・畠・在家数目録」(表2所引)、そして少なくとも応永三年八月までにはその作業が

表2 官省符庄「検注目録」一覧

作成年・月/日	「検注目録」名	典拠
応永3・02/29	河南方4か村田・畠・在家数目録	Ⅱ-496
応永3・05/一	上方10か村惣田数・分米目録	Ⅱ-497
応永3・05/一	上方10か村惣畠数・分麦目録	Ⅱ-498
応永3・07/一	下方(広義)里坊・坊免注文	Ⅱ-502

\* この他に、いずれも年月日未詳ながら、「上方10か村田数目録」(Ⅱ-524)、「上方(応永2年検注の河北方5か村分)田・畠・在家数目録」(Ⅱ-495)、「下方(このうちの市原・丁ノ町・大谷・東柏木・中柏木の5か村分)畠・在家帳目安」(Ⅱ-519)、「下方(広義)在家帳」(Ⅱ-520)、「下方(広義)在家垣内田数帳」(Ⅱ-521)、「下方(広義)里坊・坊免除帳」(Ⅱ-522)、「上方10か村坊免・里坊注文」(Ⅱ-529)、等々の「検注目録」類が作成されたことが知られる。

完了していたと考えられる(応永三年八月「上方一〇か村分田・分畠帳等目録」Ⅱ-五〇六・同月「官省符庄在家支配帳」Ⅱ-五〇四)。

さて、これらの「検注目録」類によって整理・集計された、官省符庄内の田・畠・在家数、田・畠にかかる分米・分麦高(Ⅱ租税額)および在家の地下(Ⅱ敷地面積)は、次の表3のとおりである(ただし、推計値を含む)。また、下方(広義)の在家数ならびに在家下地は、表4のとおりである。

表3からは、

- (一) 応永元年～同三年に調査・把握された官省符庄全体の現作田数は四六三町四反一四〇歩、現作畠数は一八二町一反一三九歩、そして在家数は四五七字であったこと、
- (二) このうちの下方(広義)分の現作田数は二六二町三反七〇歩、現作畠数は二二八町七反一九歩、そして在家数は二九九字であった



表3 官省符庄の田・畠・在家数、分米・分麦高、在家下地

地域名	田			畠			在家		典拠
	a 田数	b 分米	c 不作	d 畠数	e 分麦	f 不作	g 在家数	h 下地	
A 上方	201町 1反 70歩	716石 7斗 0升 3合 1勺	64町 7反90歩	53町 4反120歩	74石 0斗 2升 5合 8勺	27町 1反50歩	158字	9町 1反 10歩	Ⅱ—497、 498
B 下方 (広義)	262町 3反 70歩	553石 6斗 0升 6合 6勺	不明	128町 7反 19歩	190石 7斗 1升 6合 5勺	不明	299字	不明	Ⅱ—509
C 総計	463町 4反140歩	1270石 3斗 0升 9合 7勺	不明	182町 1反139歩	264石 7斗 4升 2合 3勺	不明	457字	不明	Ⅱ—513、 510、509

\* Baは、CaからAaを減じた数値(Bbの数値の場合も同様)。  
 \*\* Bd・Beの数値については、後掲・表6の注記\*\*を参照。  
 \*\*\* Bgの数値については、次掲・表4を参照。  
 \*\*\*\* Cgは、AgにBgを加えた数値。  
 \*\*\*\*\* 本表の作成にあたっては、今井林太郎・注(2)所引論文から、多大の恩恵を蒙った。

こと、  
 (三) 官省符庄全体の現作田にかかる租税額は米一二七〇石三斗〇升九合七勺、現作畠にかかる租税額は麦二六四石七斗四升二合三勺であつたこと、  
 (四) このうちの下方(広義)分の現作田にかかる租税額は米五五三石六斗〇升六合六勺、現作畠にかかる租税額は麦約一九〇石七斗一升六合五勺であつたこと、  
 等々のことがわかる。  
 また右の(一)～(四)からは、  
 (五) 下方(広義)分の現作田数は、官省符庄全体の現作田数のうちの約五六・六パーセントを占めるのにもかかわらず、同下方(広義)分の現作田にかかる租税額は、官省符庄全体の現作田にかかる租税額の約四三・六パーセントにすぎないこと、  
 (六) 下方(広義)分の現作畠数は、官省符庄全体の現作畠数のうちの約七〇・七パーセントを占め、かつ、同下方(広義)分の現作畠にかかる租税額は、官省符庄全体の現作畠にかかる租税額の約七二・〇パーセントにのほること、  
 (七) 下方(広義)分の在家数は、官省符庄全体の在家数のうちの約六五・四パーセントを占めること、  
 が知られる。右の(五)・(六)は、  
 下方(広義)は、上方に比べて、上田の現作田全体に占める比率はかなり小さいこと、  
 及び  
 下方(広義)は、現作畠数が上方のその二・四倍以上あり、かつ、上方に比べて、上畠の現作畠全体に占める比率はやや大きかつたこと、  
 と、  
 を示していよう。

表4 下方(広義)の在家数並びに在家下地

村名	在家		典拠
	在家数	在家下地	
田井田	7字	4反210歩	Ⅱ-494
中飯降	12字	6反240歩	同上
西飯降	15字	1町 2反110歩	同上
妙寺	35字	1町 3反 0歩	同上
市原	16字	9反120歩	Ⅱ-537
丁ノ町	21字	3町 0反150歩	Ⅱ-542
大藪	12字	(不明)	Ⅱ-520
大谷	16字	9反240歩	Ⅱ-519
佐野・折居	25字	2町 0反220歩	Ⅱ-551
平原	4字	4反010歩	Ⅱ-571
瓦屋	7字	4反050歩	同上
中柏木	14字	1町 3反290歩	Ⅱ-569
東柏木	12字	1町 1反310歩	Ⅱ-564
井手・広野	6字	5反120歩	Ⅱ-561
短野	15字	1町 1反260歩	Ⅱ-559
嵯峨谷	23字	1町 5反300歩	Ⅱ-554
竹尾	24字	1町 0反260歩	Ⅱ-556
大畑	18字	1町 0反200歩	Ⅱ-557
結縁寺	11字	1町 1反060歩	Ⅱ-496
丹生河	6字	5反160歩	同上
小計	299字	(全体面積不明)	

## ⑥ 分田支配

応永三年五月に「上方一〇か村惣田数・分米目録」と「上方一〇か村惣畠数・分麦目録」とが作成されたことは前述したとおりであるが(前掲・表2参照)、その直後の同年六月上旬ごろから、いよいよ「結い直し」と呼ばれる、寺僧らの供料地等の再配分作業が始まった(応永三年五月九日「分田衆評定事書」Ⅱ-四九九)。このことは、(一) 同年五月を以て「検注目録」類の作成作業におよその目途がついたこと、及び(二) これ以後、「検注目録」類の完成作業と、「結い直し」作業とが、同時併行的に行われていったことを示している。

ちなみに、田・畠の「結い直し」という行為は、別名、「分田支配」・「分畠支配」とも呼ばれた。ただし、「検注取帳」類に登録された田・畠を、被配分者(供料収取者)別に「支配する(Ⅱ区分けして手配りする)」という意味である。そしていうまでもなく、この官省符庄内の田・畠の「結い直し」Ⅱ「分田支配」・「分畠支配」作業は、応永元年一

一月〜同三年三月の「検注取帳」類に登録された同庄内の田・畠に関する一村単位・一筆ごとの諸情報と、同三年二月〜七月ごろの「検注目録」類で整理された同庄内の田・畠に関する河北方・河南方・下方の三方単位(もしくは上方・下方(広義)の二方単位)の集計結果とを、双方参照しながら遂行された。

ところで、前掲「分田衆評定事書」には、  
〔編集書〕  
 〔事書〕 下方 六月九日事書

応永三年六月九日の分田衆の御評定に云わく、

① 一 所々の仏性(Ⅱ仏聖、仏餉)灯油においては、延元の支配の如く、田数を以て支配せらるべし。但し、上・中・下の三分を以て、支配あるべき事。

② 一 七反支配の事。二十村平均二口宛てに、これを結わるべし。但し、残る所は、大村に結い入れらるべき事。

③ 一 諸堂の預・承仕(Ⅱ雑用を勤める下級僧侶)は、仏性灯油の切符を、来る十一日に分田衆中に持参せしむべき事。もし無沙汰あらば、今度の支配に漏れらるべきの由、下知あるべき事。

④一 庄官・所司の切符は、おのおの来る十二日に出されるべきの由、  
下知あるべき事、

とあって、この日、実際の「分田支配」作業を担当する「分田衆」と呼ばれる役人(Ⅱ金剛峯衆徒)たちが、

(二) 山上・山下の堂塔・寺社の仏・神事の費用は、延元年間の配分の場合と同様に、具体的な田数を示して配分すること。また、それぞれの仏・神事の費用の配分に当たっては、(公平を期するため)上・中・下田を均等に組み合わせるべきこと、

(一) 「七反支配」と呼ばれる、金剛峯寺「諸堂の預・承仕」たちのための費用は、一村につき二口ずつ、口数を示して配分すること、  
(三) 「分田支配」に先だつて、金剛峯寺の「預・承仕」たちは、勤務する諸堂の「仏性灯油の切符」を「分田衆」のところまで持参すべきこと、

(四) 同様に、官省符庄の「庄官・所司」たちも、自分たちの給分を記した「切符」を、「分田衆」のところまで持参すべきこと、  
等々のことを決めたことが知られる。

ここからは、前掲・元中元年「金剛峯寺衆徒一味契状」第四条に、

④一 この度、結び直さるの時は、村々の田・畠を勘え、村切り次第に支配あるべし。支配の員数においては、延元年中の配分数に任すべし。色を易え篇を易えて、山上・山下の神社・仏寺・人用等、人の語らいを得て、新募・増減あるべからざる事、  
と決議されていたことと同様の方針が窺えよう。すなわち、

(ア) 今回の「分田支配」の配分数は、延元年間の「分田支配」の際の配分数と同じであること、  
(イ) また、その「分田支配」は、あくまで一村を単位として行われるべきこと、

との二大方針が、そのまま踏襲されていたことがわかるのである。

さらに、この「分田衆評定事書」からは、

(ウ) 被配分者間の公平を期するために、等級の異なる田地を均等に組み合わせるべきこと、  
を第三の基本方針としたことが知られる。<sup>(34)</sup>

ちなみに、第三、四条にみえる「仏性灯油の切符」・「庄官・所司の切符」とは、延元年間の「分田支配」の際に、被配分者(供料収取者)おのおのに手渡された、被配分額(田数・口数)を特定の田地を指定して示した「受給者証」(正文)であったと考えられる。

さて、応永三年(月日未詳)「官省符庄分田支配用意注文」(Ⅱ―五―一〇)・同「官省符庄分田支配注文下書」(Ⅱ―五―一)などによれば、官省符庄の総現作田から上がる総分米は、次の表5のように再配分するように計画されたことが知られる。<sup>(35)</sup>

すなわち、表5から、官省符庄の総現作田数四六三町四反一四〇歩から上がる総分米一二七〇石三斗〇升九合七勺(前掲・表3参照)は、A「所々仏聖灯油田」に九三石七斗五升四合七勺、B「山上・山下人供」に一〇六六石七斗七升二合、C「七反支配」に六七石九斗八升、D「四郷(五殿)山籠不足分」に一石四斗七升、そしてE「残分」に四〇石三斗三升三合に、それぞれ再配分するように計画されたことがわかるのである。

ちなみに、次の三つの理由によって、このうちのE「残分」の四〇石三斗三升三合の大部分は、恐らくは金剛峯寺座主(Ⅱ東寺一長者)側に上納される費用(Ⅱ「宗家御得分」・「東寺役田」など)に充当される計画であったと推察される。すなわち、

(一) 応永三年(月日未詳)「官省符庄仏聖・人供田数注文」(Ⅱ―五―一三)に、  
一 山下分 宗家御得分より井料田に至るまで  
已上五十四丁七反大

表5 官省符庄の分田支配

費目	①上方	②下方 (広義)	③ (①+②)
A所々仏聖灯油田にて支配分+仏聖灯油供にて支配分	11口 + 6町3反220歩	7.5口 + 3町3反(ママ)	1口3石0斗6升6合7勺(8反)×18.5口+ 37石0斗2升0合8勺(9町6反300歩)=93 石7斗5升4合7勺
ア奥院仏聖	2口		
イ奥院新仏聖		1口	
ウ奥院(常灯)	2口 + 6反		
エ御影堂(仏聖・常灯)	2口 + 6反	2口	
オ御社仏聖	2口		
カ御社(常灯)	2口 + 6反40歩		
キ准胝堂(仏聖・灯油)	1口 + 1町2反20歩		
ク千手堂仏聖灯油		1口 + 6反	
ケ慈尊院毎月御影供田・同仏供田	1町5反		
コ慈尊院油田	3反120歩		
サ慈尊院五大力田	1反		
シ慈尊院塔供僧修米加定		1.5口	
ス勝利寺(仏聖)	2反340歩		
セ仁王会油田	1反60歩		
ソ新堂家鎮	300歩		
タ上津山箕座室田仏聖田	2反		
チ福勝寺仏聖田	1反		
ツ神通寺仏聖田	6反60歩		
テ神通寺12月晦日夜神祭礼田			120歩
ト天野経所常灯田			1町9反40歩
ナ天野常灯田		2口 + 6反	
ニ飯垣祭田			1反200歩
B山上・山下供数418口+山上・山下人供田にて支配分			1口2石5斗2升×418口+13石4斗1升2 合(4町5反220歩)=1066石7斗7升2合
ア人供	192口(山上僧)**	181口(山上・山下人供)***	
イ食堂承仕			1反80歩
ウ三方(河南・河北・下方)定使	1町2反40歩		
エ三方官物使		6反	
オ所司	30口(高坊3口・田所3口・亀岡3口・岡2口・幸徳丸3口・大野3口・大野3口・小田3口・埴坂七郎3口・曾和3口・不明1口)**		
カ庄官	13口(惣執行6口・田所5口・河南執行1口・河北執行1口)**		
キ公文代	1口 + 1町**	1口 + 5反***	
ク(不明分)	(1町1反100歩)****		
C七反支配(承仕供)分	18口	15口	1口2石0斗6升×33口=67石9斗8升
D四郷(五殿)山籠不足分	1口**		1石4斗7升
E残分			(40石3斗3升3合)
ア上御供田	(5口)****		
イ正別当御分	(2口)****		
ウ小別当分	(2口)****		
エその他			
F総計			分米1270石3斗0升9合7勺

\* この表5は、応永3年(月日未詳)「官省符庄分田支配用意注文」(Ⅱ-510)・同「官省符庄分田支配注文下書」(Ⅱ-511)の2通をベースとして作成した。また必要に応じて、応永3年(月日未詳)「官省符庄上方分田支配注文」(Ⅱ-527)及び同年6月24日「官省符庄下方(広義)諸色口数等目録」(Ⅱ-500)を援用した。

\*\* 前掲「官省符庄上方分田支配注文」援用部分。

\*\*\* 前掲「官省符庄下方(広義)諸色口数等目録」援用部分。

\*\*\*\* 上方か下方(広義)か、配分地域名不明。

(中略)

一 東寺役田

已上二十丁五反半四十歩

とあって、官省符庄の仏聖・人供の分田田数の計算のうちに、「宗家御得分(Ⅱ東寺一長者とその側近・配下である山上別当・小別当らの取り分)」と「東寺役田」とが入れられていること。

(二) 鎌倉時代末期の「金剛峯寺衆徒供料支配帳」(Ⅱ―四二八)に、

「上御供田」五口・「正別当御分」二口・「小別当分」二口という費目が掲げられているが、これが恐らくは前掲・「官省符庄仏聖・人供田数注文」中にみえる「宗家御得分」に該当するであろうこと。

(三) 前掲・「官省符庄分田支配用注文」の「山上・山下供数 四一八口」の項に、

この他に、上御供田五口・正別当御分二口・小別当分二口あるも、これを入れず、

とあって、これらの「上御供田五口・正別当御分二口・小別当分二口」は、同「分田支配用注文」のE「残分」中の費目として予定されていた可能性が高いこと。

筆者は、かつて、

永承四(一〇四九)年十二月に成立した官省符庄は、金剛峯寺領とはいっても、元来、同寺座主Ⅱ東寺一長者の支配権が著しく強い荘園であった(中略)。たとえば寛元一弘長(一二四三―六四)年間、小別当あるいは御目代(ともに東寺一長者側の人物であると考えられる)は、同荘内の田地等の相論に関する裁判権、および同荘内の罪科人跡に対する処分権を、それぞれ行使していた事実が知られるのである。けれども少なくとも文永五年までに、それらの権限は金剛峯寺諸衆一同の手に渡っている、

と述べたことがあるが、右に記した事実は、応永三年段階に至るや、東

寺一長者側の官省符庄に対する影響力は、さらに限定的なものになっていったことを雄弁に語っていよう。すなわち、応永三年当時、東寺一長者側の官省符庄における実力は、同庄の総分米一二七〇石三斗〇升九合七勺の内、(最大限に見積もっても)わずか四〇石三斗三升三合(Ⅱ総分米の約三・二パーセント)の分米しか取り分のない得分権だけの領主になっていたのである。<sup>37)</sup>

## ⑦ 分畠支配

次に、応永三年九月五日「官省符庄上方畠支配目録」(Ⅱ―五〇八)・同年九月 日「官省符庄下方(広義)畠支配注文下書」(Ⅱ―五〇九)によれば、官省符庄内の畠地は、次の表6のように再配分するように計画されたことがわかる。

すなわち、表6から、官省符庄の総現作畠数一八二町一反一三九歩と上方の在家下地九町一反一〇歩の合計一九一町二反一四九歩(ただし、この数値には下方(広義)の在家下地は含まれていない)は、諸院家の坊免・里坊、<sup>38)</sup> 疋番衆家、<sup>39)</sup> 免家おのおのの敷地を一定の原則で除外した上で(表6のAア―ウの各備考欄参照)、C「所々仏聖灯油田不足分」や、H「山上・山下の人供」などに、それぞれ再配分するように計画されたことが知られるのである。

ここで、特に注目されるのは、(Hア「入寺供・山籠供」に宛てられた畠地以外の)現作畠の内のかんりの畠数が、「所々仏聖灯油田」や「公文代田」等に対する分田の不足を補うために用いられていることである(表6のB、Cア―ケ、G、Hオ・カなどの項を参照)。このことは、当時の金剛峯寺衆徒ら――ヨリ具体的には、実際の「分田支配」・「分畠支配」作業を担当する「分田衆」・「分畠衆」と呼ばれる役人たち――の脳裏に、田地を為本とする考え方が濃厚にあったことを示してい

表6 官省符庄の分畠支配

費目	①上方	②下方(広義)	備考
A 除分			
ア諸院家坊免・里坊46字	3町4反220歩		1字平均=約271歩
イ序番衆家21字	7反310歩		1字平均=約135歩
ウ免家102字(ママ)	5町1反		1字平均=180歩
B惣執行免家下地不足分入立畠		7反240歩	惣執行の歎願に依って費目に加える。
C所々仏聖灯油田不足分	1町6反150歩	11町0反175歩	
ア御影供米田不足入立畠		5町1反350歩	
イ金堂常灯田不足分入立畠		1町0反30歩	
ウ万灯会油田1町3反の分に入立畠		3町0反255歩	
エ准胝堂仏聖灯油田不足畠入立		3反60歩	
オ慈尊院常灯不足分	7反50歩		
カ慈尊院壇供田1反10歩の分入立畠		4反20歩	
キ仁王会壇供油田不足に入立畠		1町0反180歩	
ク仁王会五大力田2反の内不足1反分入立畠	2反230歩		分田不足分(1反)を畠で補う。
ケ天野神田1反150歩除入立畠	3反150歩		
コ天野宮夜灯畠	3反80歩		
D散在畠支配分(福勝寺・戸谷・飯垣宮・序番衆・山下預方々支配分)		1町6反180歩	
E方々両切入立分	1町1反290歩		
F香畑3村下畠分		1町7反170歩	
G紙免田5反分入立畠		1町1反	
H人供			
ア入寺供・山籠供	41町2反110歩 (入寺供94口分) 5町2反200歩 (山籠供24口分)	92町6反284歩 (入寺供170口分+ 山籠供48口分+不 明5口分=223口 分。また上記の数 値のうちの4反 120歩は上方の畠 =Hイ①で補う)	入寺供1口平均=約4反139歩 山籠供1口平均=約2反68歩
イ下方(広義)の入寺供・山籠供補完分	4反120歩		
ウ夏衆給分畠		19町2反	兄井島にあり
エ慈尊院承仕1口分	1町6反70歩		
オ上方公文代1口+1町の内5段分	9反140歩		分田不足分(5反)を畠で補う。
カ下方(広義)公文代田不足5反分に入立畠		9反170歩	
I残分	4反60歩 (Hイ①を除いた 数値)		
J不明分	140歩		
K総計	62町5反130歩 (在家下地9町1 段10歩を加える)	129町1反139歩 (在家下地を除 く)**	

\* この表6は、応永3年9月5日「官省符庄上方畠支配目録」(Ⅱ-508)・同年9月 日「官省符庄下方(広義)分畠支配注文下書」(Ⅱ-509)の2通に依拠して作成した。

\*\* 前掲・「官省符庄下方(広義)分畠支配注文下書」には、下方(広義)の総現作畠数は129町1反139歩である旨が記されている。けれども、この数値には、上方の畠4反120歩が含まれている(表6・Hア②欄参照)。したがって、下方(広義)の実際の総現作畠は128町7反19歩であると考えられる。

また、同じ「分畠支配注文下書」には、下方(広義)の総分麦数は191石3斗4升3合0勺1才である由が載せられている。しかし、このうちには上方の畠4反120歩に見合う分麦(計算上は約6斗2升6合4勺7才となる)が含まれている。したがって、下方(広義)の実際の総分麦数は、およそ190石7斗1升6合5勺4才ほどであると推定される。

なお、上方の畠4反120歩に見合う分麦を求める計算式は、分麦(入寺供・山籠供等223口分)133石9斗8升6合9勺1才×4反120歩+下地畠(入寺供・山籠供等223口分)92町6反284歩、である(以上、いずれも前掲・「分畠支配注文下書」に出てくる数値)。

よう。

## ⑧ 在家支配

さらに、年月日未詳「官省符庄上方坊免・里坊注文」(II-五二九)、同「官省符庄下方(広義)在家帳」(II-五二〇)、応永三年九月五日「官省符庄上方畠支配目録」(II-五〇八)、そして同年八月日「官省符庄在家支配帳」(II-五〇四)によれば、官省符庄内の在家は、次の表7のように再配分するように計画されたことが知られる。

すなわち、表7から、官省符庄の総在家数四五七字は、諸院家の坊免・里坊一〇〇字と序番衆家三五字とを除外した上で、Ca「山上分の免家」に二四一字、Cb「山下分の免家」に六九字、等々に、それぞれ再配分するように計画されたことがわかるのである。

ところで、今、延元二年九月三日「官省符庄在家支配帳」(II-四四四。以下、「史料D」と呼ぶ)と、前掲・応永三年八月日「官省符庄在家支配帳」(以下、「史料E」と称す)とを比較・対照してみると、「史料E」には、次のような特色のあることが知られる。

(一) 【史料E】に掲げられている免家の費目数(表7・Cの費目欄参照)と費目別免家配分数は、【史料D】に記載されているそれらを、極力、踏襲しようとしていること。たとえば、【史料E】では、「山上・上分」(II表7・Caア)Caクに該当する部分を指す)の免家領知者の合計を、「都合山上 上分 二百三十八人」と記しているが、これは【史料D】に記載されている数値(II文言)をそのまま踏襲したものである。

(二) しかしながら、【史料E】において実際に配分されている費目数と費目別免家数は、【史料D】において実際に配分されているそれらとは、所々で一致しないこと。たとえば、【史料D】では、「山

上・上分」の免家領知者(免家数)の合計は、文字通り二三八人(二三八字)であるが、【史料E】における実際の「山上・上分」の免家領知者(免家数)の合計は二二二人(二二二字)にしかすぎない(なお、この点の詳細については、表7・Cの典拠・備考欄を参照されたい)。

(三) 【史料E】における実際の費目別免家配分数の総計は三一〇字であって、【史料D】における実際のそれ(II総計三二三字)よりも一三字(II表7・Cb七+同・Cc)少ないこと。ちなみに、【史料E】の免家配分数三一〇字は、【史料D】の免家配分数三二三字の約九六・〇パーセントに当たる。

(四) 【史料E】において、実際の費目別免家配分数が【史料D】に比して、全体として減少しているのは、表7・Caイ)Caエの箇所であること。つまり、Caイ)Caエは、全体としては一六字少なくなっている。このうち、とくにCaウ中の「有職分入寺」の減少が一三字減と際だっている。

(五) 逆に【史料E】において、実際の費目別免家配分数が【史料D】に比して、全体として増加しているのは、表7・Cbの箇所であること。つまり、Cbは、全体としては三字多くなっている。このうち、とくにCbウ)Cbオの費目の新設が目を引くところである。

総じて、【史料D】と【史料E】との比較・対照からは、次のようなことが看取できよう。

(ア) 応永三年の免家の再配分は、延元二年の免家配分の際の費目数と費目別免家配分数を、極力、踏襲しようとし、その目的をほぼ果たしたこと(達成度は約九六・〇パーセントである)。

(イ) 未達成分約四パーセントのしわ寄せは、特に高野山上(II金剛峯寺内)の有職分(II阿闍梨位以上の地位)の僧侶たちに与えられ

表7 応永3年(1396)の官省符庄の在家支配

費目	在家数	典拠・備考
A 諸院家坊免・里坊	100字	Ⅱ-529、520 上方=46字、下方(広義)=54字
B 庁番衆家	35字	Ⅱ-508、520 上方=21字、下方(広義)=14字
C 免家	322字	Ⅱ-504 「延元支配」* = 323字
a 山上分	241字	「延元支配」= 257字
ア 検校執行	15字	
イ 有職免89人	89字	「延元支配」= 90人各1字
ウ 入寺免111人(有職分入寺55人+ 入寺分入寺56人)	111字	「延元支配」= 123人(有職分入寺 68人+入寺分入寺55人)各1字
エ 三昧6口の内、3口	3字	「延元支配」= 6人各1字
オ 年預免	1字	
カ 行事免	1字	
キ 大蔵預免	1字	
ク 修理行事免	1字	
ケ 奥院預免、その他	19字	
b 山下分	69字	「延元支配」= 66字
ア 神通寺供僧3人	3字	
イ 慈尊院三昧6人	6字	
ウ 河南執行	2字	「延元支配」= 0字
エ 河北執行	2字	「延元支配」= 0字
オ 下方執行	1字	「延元支配」= 0字
カ 惣執行免家	17字	
キ 田所分	10字	「延元支配」= 7字
ク 所司8人	8字	「延元支配」= 8人計10字
ケ 上方公文代	1字	
コ 下方公文代	1字	
サ 御供所	3字	
シ 五人沙汰の内、河南執行目代1 人・下方執行目代1人・惣堂達2 人	4字	「延元支配」= 河南執行目代1人 1字・河北執行目代1人1字・下 方執行目代1人1字・惣堂達2人 2字、計5字
ス 山下修理行事、その他	9字	
セ 山下壁墜(慈尊院)	0字	「延元支配」= 1字
ソ 三人官物使の内、河南一人・河北 1人	2字	「延元支配」= 河南・河北・下方 計3人計3字
c 不明分**	12字	
D 総計	457字	

\* 「延元支配」とは、延元2年9月3日「官省符庄在家支配帳」(Ⅱ-444)において配分された在家数の略称である。ただし、応永3年の在家支配と異同がある場合のみ、注記した。

\*\* このC c 「不明分」= 12字との数値は、前掲・応永3年8月 日「官省符庄在家支配帳」は未完成の帳簿である、とみた場合の数値である。けれども、この12字は、結局のところ、免家としては配分できなかった可能性の方が大きいと考えられる(つまり、上記の「在家支配帳」が完成した帳簿である、とみた方が自然であると思量される)。その最大の根拠は、「有職分入寺(=阿闍梨位以上の僧侶に与えられる入寺免)」が実際には「延元支配」に比して13字少なく配されていることである(表7・C a ウ欄参照。なお、この点については後述)。しかしながら今は、表7の帳尻を合わせるために、一応「不明分」として掲載しておくことにする。

る入寺免を減らすことで相殺されたこと。【史料D】によれば、

① 有職分の僧侶たちは、その全員が「有職免」と呼ばれる免家を一人一字ずつ配分されたこと、

及び、

② 有職分の僧侶たちの約七五・六パーセントが、「有職免」各

一字にさらにプラスして、「入寺免」各一字を与えられたこと、  
が知られるが、【史料E】では、①の点は変わらないものの、②については、有職分の僧侶たちの約六一・八パーセントしか「入寺

免」各一字を与えられていないことがわかるのである。

(ウ) (イ) のような状況が一方にありながらも、応永三年の「山下分」に対する免家配分数は、延元二年のそれに比して、全体としてはむしろ増加していること。とくに河南・河北・下方の三方執行に

対する免家配分を新設したことが注目される。<sup>(40)</sup>  
つまり、応永三年の免家の再配分は所期の目的を約九六・〇パーセント果たしたこと、その未達成分は金剛峯寺の上位の僧侶たちに対する配分を一部カットすることで解消したこと、そして、それにもかかわらず、



「山下分」に対する配分は極力、手厚くしたこと、などのことが窺えるのである。このことは、当時の金剛峯寺が、寺内の上位の僧侶たちの実入りの確保よりは、(在地庄官の給分をさらに充実させることを通じての)在地のしつかりとした把握(＝統治)の方を、ヨリ重視したことを語ってしよう。

ところで、応永三年当時の金剛峯寺の教団組織における有職分(＝檢校・権少僧都・権律師・法橋上人位・阿闍梨位)の僧侶たちの定数は八九名、入寺位の僧侶たちの定数は七五名、そして三昧位の僧侶たちの人数は二名程度であったと推定される(応永三年正月一九日「金剛峯寺衆徒一味起請契状」『高』之二、統宝二五―三一四など)。これらの定数・人数と、『史料E』において免家の配分を受けた有職分・入寺位・三昧位の僧侶たちの各人数とを比較すると、『史料E』において、現役の有職分の僧侶たちの九八パーセント(八七名)<sup>(41)</sup>、入寺位の僧侶たちの七四・七パーセント(五六名)、そして三昧位の僧侶たちの一〇〇パーセント以上(三名)が、免家の配分を受けたこと、が判明する。このことは、室町時代初期に官省符庄が、まさしく金剛峯寺の屋台骨を支える屈指の大庄園として「再建」されたことを示唆している。

なお、室町時代初期の官省符庄の「再建」度が、どの程度であったか、ということが問題であるが、たとえば前掲・応永三年(月日未詳)「官省符庄分田支配用注文」の「山上・山下子供数 四一八口」の項には、延元支配は一口別三石六斗なり。今は年貢の不足に依って、石別三斗宛て准減す。仍て一口別二石五斗二升宛てに、

云々とあつて、応永三年の「結い直し」においては、延元二年の「結い直し」時よりも、把握できた年貢総額が減少したことが知られる。ちなみに、右の史料にみえる応永三年の山上・山下の子供の(延元二年時の同様の人供に比しての)「准減」率は、七〇パーセントである。したがって、応永三年時の在地把握は、延元二年時のそれに較べて、明らか

に後退した、ということができよう。けれども、このことを論じる時に、鎌倉時代の体制が寺領最高の支配段階であった、という前提に立つのは、こと金剛峯寺の衆徒らと官省符庄とに関する限り、誤りである。何故ならば、前述したように、同寺衆徒らが当庄の実質的な支配権を掌握したのは、実に鎌倉時代末期であったからである。とすれば、応永三年の「結い直し」において、金剛峯寺の衆徒らは、(延元二年時ほどには年貢を把握できなかったものの)<sup>(42)</sup>南北朝内乱という未曾有の危機をよく乗り切ったうえで、少なくとも延元二年時の七割方の年貢を確保した、ということができよう。

## ⑨ 応永三年の高野枡

一九七七年(昭和五二)九月、町内の通称東柏木地区(＝旧・官省符庄下方東柏木村)にある宝蔵寺の般若蔵から、室町時代初期の作製になる「一升」枡が発見された。そして一九八一年(昭和五六)六月に、同枡は、その史料価値の高さのゆえに、国の重要文化財に指定された。

この発見は、その年の四月から着手されていた『かつらぎ町史』の編集作業の過程で成されたものであったが、それは『町史』編集の大きな意義を私たちに再認識させてくれる貴重な発見であった。

さて以下、この枡の形状等について、あらためて紹介し、あわせて簡単な説明を加えておくことにしよう。

### (一) 形状と構造。

箱形で、各辺には鉄板が打ち付けられている。用材は檜と考えられる。中世、口辺に鉄板を打ち付けた枡のことを、その構造上の名称として「金伏枡」と呼んでいた。鉄板を打ち付ける目的は、主として、「斗概(＝枡に盛った穀類を平らにならすのに使う棒)」の使用による口辺の磨減、及び口辺の磨減によって必然的に生ずる枡目の減少を防ぐことに

あった。

(二) 寸法・容積。

内法は方四寸八分(約一四・五センチ)・深さ二寸(約六・一センチ)で、現在の枡に換算した容積は、およそ七合一勺強である。

現在、「二升」枡といえは、文字どおり一升(現行)の容積を持つ枡のことを指すことはいうまでもない。けれども、「一升」枡がほぼ普遍的にそのようなものとなったのは、江戸幕府が枡の全国的な統一を行った寛文年間(一六六一―七三)より後のことである。

中世の庄園・公領制下にあつては、枡には、使用目的に応じて、基本的に

① 庄園単位の年貢米(麦)の収納に用いる「庄升」、

② 諸庄園から納められる年貢米(麦)を庄園領主のもとで一括して計量し直すための「領主算用升」、

③ 領主米(麦)の支払い・配分に用いる「下行升」、

の三種類があり、これら三種類の枡は、名目上は同じ「一升」枡ではあつても、それぞれの枡の容積は、その用途に応じて、むしろ異なつてゐるのが普通であつた。つまり、「庄升」の場合は現枡換算容積で八合前後が多く、「領主算用升」、「下行升」は、それより順に小さいのが当たり前であつたのである。宝蔵寺から発見された枡の現枡換算容積が約七合一勺強であつたということは、この枡が「庄升(年貢収納枡)」であつた可能性の大きいことを示してゐよう。

(三) 外側四面の陰刻銘。次のとおりである(Ⅱ―五〇七)。

応永三(丙子)八月 日

年預(花押)

行事(花押)

預(花押) 大吉

応永三年(一三九六)八月とは、すでに前掲・五『検注目録』の作

成」の項で述べたように、官省符庄の「検注目録」の作成作業が完了した時である。右の陰刻銘は、当枡が、この時に作られたものであることを示している。

また、年預・行事・預(Ⅱ前掲・「諸堂の預」とは別の役職で、衆徒の中から選任される)とは、金剛峯寺の諸衆集会評定の幹事として、同寺の自治上、大きな役割を果たした三沙汰人の役職名である。応永三年八月 日の「官省符庄上方分田・分畠帳等目録」(Ⅱ―五〇六)によつて、年預Ⅱ阿闍梨静円、行事Ⅱ入寺覚遍、預Ⅱ大法師良喜との僧名が判明し、このうち大法師良喜の花押は、同文書のそれと、当枡に刻まれたそれとが一致する。

中世、枡に花押が陰刻、もしくは墨書された枡のことを、「判枡」と呼んでいた。中世における「判枡」は、南北朝時代に至つて、はじめて史料上に登場してくる。そしてこの「判枡」の出現は、中世の庄園・公領制下の本来的な量制が、南北朝内乱期を一つの画期として、次第に混乱していったことに対する、庄園領主側の並々ならぬ努力の現れであつた。すなわち、庄園領主側は、「判枡」によつて、失墜しつつある年貢収納枡の公定枡としての権威を維持し、かつ、量制を統一しようとしたのである。

当枡は、前述したように、応永元々同三年の官省符庄の「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」に際して作られたものであつた。そして当枡の外側四面には、その作製された年月日とともに、金剛峯寺の権威を象徴する三沙汰人の花押が刻まれていた。その意味で、当枡も、右にみたような歴史的位置をもつ「判枡」である、ということができよう。

以上、宝蔵寺から発見された「一升」枡の形状等について、簡単な紹介を行った。その結果、

(ア) 当枡は、構造上からは「金伏枡」と呼ばれるべき枡であり、機

能上からは「庄升（＝年貢収納枡）」の可能性が大きく、そしてその陰刻銘からは「判枡」と称されるべき枡であること、

（イ）また当枡は、金剛峯寺が官省符庄を「再建」しようとした際に作られた、官省符庄内の量制の統一をめざす枡であったこと、などのことが、明らかにになったことと思う。すなわち、当枡の発見は、私たちに、

金剛峯寺が官省符庄の「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」に際して、同庄内の量制の統一をも図っていた、

という新しい事実を伝えてくれているのである。<sup>(43)</sup>

ちなみに、前掲・応永三年六月「官省符庄百姓等申状案」の第三九条には、

一 御外の事、昔の如く山上・山下に御判を以て、お定めあるべく候事、

とあって、このような「判枡」の制定は、同庄百姓等の要請を受けて行われたものであったことが知られる。<sup>(44)</sup>ただし、「昔の如く」といわれる「昔」、すなわち、金剛峯寺が最初に当庄内の「判枡」を制定した時期は不明である。もしかすると、それは延元二年（一三三七）の大検注の時のことであったのかもしれない。<sup>(45)</sup>

ところで、この枡が東柏木地区の宝蔵寺般若蔵に伝来したことをどのように理解すべきであろうか。

現存する史料上からは、この点に関する答えを何ら窺うことはできない。けれども、一つの可能性として、次のようなことも、あるいは考えられるのではないだろうか。つまり、当枡は、室町時代初期には、官省符庄下方東柏木村の「名主（＝年貢収納責任者）」の管理するところであったが、近世、当地域が紀州藩領柏木村の一部となるに及んで、当枡の必要性が薄らぎ、その結果、同村有財産や宝蔵寺什物からは埒外の存在として、宝蔵寺の般若蔵に細々と生き残るに過ぎなくなったのではあ

るまいか、と。

かつらぎ町史編集委員・田村和土氏の記憶によれば、同氏が子供のころ、「歩き（＝村に置かれた用務員）さん」が正月前の齋米（＝僧侶に対する布施米）集めの際に、この枡を使用していたという。また、同じ「歩きさん」は、春の麦集めの際には、この枡と同時に発見された「もう一つの枡（＝升枡<sup>(46)</sup>）」を利用していったという。このように、近世く近現代、当枡と「もう一つの枡」とは、柏木村の村有財産や宝蔵寺の什物としては登録されていなかったものの、正月前の齋米集めや春の麦集めの際には必要不可欠な存在として再利用されつづけた結果、今日まで廃棄を免れ、宝蔵寺の般若蔵に生き残ることができた、と考えられるのである。

なお、宝蔵寺は、もと東柏木村の「村堂」であった可能性がある。また、室町時代初期、東柏木村の「名主」は、この「村堂」を当枡の保管場所としていた可能性がある。さらに、応永二年二月の「東柏木村田帳」（Ⅱ―五六三）等の「地主」欄に、「アマタ堂」なる記載が散見されるが、この「アマタ堂」が宝蔵寺の前身であった可能性も考えられよう。何とならば、現在の宝蔵寺の本尊が阿弥陀如来であるからである。

### おわりに

以上、一〇九に亘って、一四世紀末〜一五世紀中葉における高野山金剛峯寺の同寺領紀伊国官省符庄に対する「分田・分畠・在家支配」システムの構築過程、及びその在り方を史料的に再確認した。多くの紙数を費やし、かつ、殊更に先学の卓説をあげつらいながらも、特に次の三点の解明がまだほとんど出ていないことを痛感する。

（一）官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」が、何故、応永元年（一三九四）の一月から実施可能に

なったか。それを可能にした政治情勢の微視的な検討。<sup>(47)</sup>

(二) 現存する官省符庄関係史料による限り、応永元々同三年の同庄大検注・「結い直し」において、金剛峯寺側が村ごとの「名寄帳」を主体的に作成した形跡がまったくないのは何故か。

(三) 何故、「分田支配」・「分島支配」というような面倒な方式が採られたのか。この点に関するヨリ説得的、かつ合理的な説明。

この内の(二)について、先ごろ、筆者は、注(11)所引論文三〇四頁に、次のように記した。<sup>(48)</sup>

応永元々同三年の官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」の実際の作業は、元中元(一三八四)年「金剛峯寺衆徒一味契状」に定められている諸原則に、おおよそ則って行われたと考えられるが、同「契状」第一三条に、

一 交(校) 合後被結定時者、於村々定名主、賜給分、以無毛見之儀、可有定田收納事、

(中略)

とあることからすれば、あるいは、応永初年に村々の「名主」をはじめとする人びとが、円滑な年貢・公事収納事務遂行のために、金剛峯寺奉行衆(検注使)たちの協力をも得て、村ごとの「名寄帳」を作成した、とも考えられるが、そのことを直接に証明する史料は存在しない。

といった、従来の金剛峯寺領膝下諸荘園研究においては、室町時代初、中期の「分田・分島支配(寺僧らに対する知行地(供料地——引用者)の再配分)」システムについては相当程度に鋭いメスが入れられてきたものの、その「分田・分島支配」システムと対を成すはずの、同時期の「公事・年貢収納」システムの具体相については、まだほとんど解明されていない。とすれば、軋淵八幡神社文書中に伝存する当該「歩付帳」は、この重要な課題を究明するため

の、恐らくは最大の手がかりである、ということができているのではないであろうか。

今後、右の(二)・(三)の課題ともども、ヨリ広く、ヨリ深く検討していきたいと思う。

註

- (1) a 「中世末期の高野山領軋淵庄について」(『日本史研究』二二八、一九五六年)。  
b 「室町時代の高野山領庄園について」(『ヒストリア』二四、一九五九年)。  
のち日本歴史学会編『日本古文学書論集』第九卷、吉川弘文館、一九八七年、に再録。  
c 「紀州相賀荘について」(藤島達郎・宮崎円道編『日本浄土教史の研究』平楽寺書店、一九六九年)。  
d 「室町時代の高野山領荒川庄について」(赤松俊秀教授退官記念国史論集「同事業会、一九七二年」)。
- (2) 「高野山領伊国官省符庄」(神戸大学文学会「研究」三五、一九六五年)。
- (3) a 「庄園制下における村落の形成——高野山領伊国荒川庄について——」(『埼玉大学紀要(教養学部)』四、一九六八年)。  
b 「中世後期の郷村制について——高野山領荒川庄を中心に——」(『埼玉大学紀要(教養学部)』七、一九七二年)。  
c 「中世後期における年貢減免闘争の展開——高野山領荒川庄を中心に——」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、一九七三年)。  
d 「高野山権力と農民の動向——中世後期の荒川庄——」(豊田武編『高野山領庄園の支配と構造』巖南堂書店、一九七七年)。
- (4) a 「中世後期の高野山領庄園支配と農民——紀伊国軋淵庄のばあい——」(『日本史研究』一一二、一九七〇年)。  
b 「紀伊国荒川庄の領主と農民」(『史林』五六—二、一九七三年)。
- (5) 「中世高野山領庄園の支配方式——官省符庄を中心として——」(豊田武編『高野山領庄園の支配と構造』巖南堂書店、一九七七年)。
- (6) 「室町期名手荘の地主と作人」(同「中世寺社と荘園制」塙書房、一九九八年、初出は一九八一年)。
- (7) 「高野山の大検注について——紀伊国荒川庄を中心として——」(『國學院大学大学院紀要(文学)』二四、一九九三年)。

- (8) 熱田 公・注(1) 所引b論文(「ヒストリア」二四) 二七頁。
- (9) 小山靖憲・注(6) 所引論文一〇五―一〇六頁。
- (10) 以下、「分田・分畠・在家支配」なる史料用語は、かかる意味合いにおいて使用する。なお、このうちの「供料地」なる用語は筆者の造語。熟れない言葉であるが、供料(＝仏聖・人供)に宛てられる年貢・公事銭を生み出す源泉となる田畠、という程の意味である。
- (11) たとえば、応永元々同三年(一三九四―九六)の官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」については、今井林太郎・注(2) 所引論文が、現在のところ、最も優れた研究である。けれども、(後述するように)未刊関係史料が数多く翻刻された今、官省符庄に対する「分田・分畠・在家支配」システムの構築過程、及びその在り方については、(当該未刊関係史料群をも俎上に載せて)再検討する必要がある。
- なお、当該時期の金剛峯寺の「分田・分畠・在家支配」システムと対を成すはずの「年貢・公事収納」システムの詳細については、まだ十分に述べる用意がない。その一端についての筆者の私見は、山陰加春夫「鞆淵八幡神社の中世文書——「歩付帳」の歴史的位置——」(「和歌山県立博物館研究紀要」七、二〇〇一年)を参照されたい。
- (12) 和歌山県伊都郡かつらぎ町、一九八三年。以下、官省符庄関係史料の引用は原則として同書に拠り、出典を単に、V―三七、の如く表記する。Vは同書の章番号、三七は、当該章ごとに付された史料番号である。
- (13) 「高野山大学密教文化研究所紀要」一―三、一九八四―八八年。以下、同史料紹介から史料を引用する場合は、出典を、和多「検注帳」二〇、の如く表記する。二〇は、同史料紹介所掲の各帳簿に付された史料番号である。
- (14) 官省符庄河北方(後述) 諸村の「検注帳」類の多くが、まだ翻刻されていない(注(13) 所引。「高野山大学密教文化研究所紀要」第三号の目次参照)。
- (15) 以上、詳しくは山陰加春夫「中世高野山史の研究」(清文堂出版、一九九七年)第二、第三章を参照されたい。
- (16) 大検注は「正検」とも呼ばれる。「耕地一筆」との認定とこれにかかわる権利関係を明らかにするための土地台帳の作成を目的に実施される「大がかりな土地調査のこと」(富沢清人「中世荘園と検注」(吉川弘文館、一九九六年)七頁)。普通は、「領主」(預所)の代替わりごとに実施される(山本隆志「荘園制の展開と地域社会」(刀水書房、一九九四年)七四頁)。
- (17) 原漢文。ルビ、及びパーレン内の注記は引用者。以下同様。
- (18) 高橋 修「史料紹介 官省符庄百姓等片仮名書申状案」(「日本史研究」四二五、一九九八年) 五四頁。
- (19) ちなみに、一月一六日は、金剛峯寺伽藍内の山王院(＝地主神を祀る「御社」の拝殿)において、「山王院御祭」が行われる日である(和多秀乗編「西南院本 正應四年金剛峯寺年中行事帳」(高野山大学論叢)一四、一九七九年) 一月一六日条、「紀伊統風土記」(臨川書店、一九九〇年復刻。原本は天保一〇年(一八三九)完成)第五輯(巻之四八) 九八頁など)。
- (20) 応永元年当時の官省符庄は、全部で二九か村の村々から成っていた(後掲・四「官省符庄大検注の日程」の項参照)。けれども、近世の史料ながら、寛政七年(一七九五) 一月二二日の「御幣順番・盛物当番記」(「中橋家文書」)「かつらぎ町史」近世史料編(かつらぎ町、一九八八年) Ⅻ―八(7)によれば、七社明神の御幣の順番や盛物の当番のために、旧官省符庄内の村々が一九組みに編成されていることが知られる。また、年月日未詳(江戸時代カ)「さなぶり祭並びに相賀庄注文」(「東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第一 高野山文書』(東京大学出版会、初刊は一九〇四―〇七年)之七、又続宝簡集九一、一六三九号。以下、「高」之七、又続宝九一―一六三九、の如く記す)には、「官省符廿村と八申せとも、実二ハ廿一村これ有るか」とあり、かつ、「紀伊統風土記」第二輯の「官省符庄 慈尊院村 神通寺七社明神」の項(一六三頁)には、同七社明神は「官省符庄二十一村の産土神なり」と説明されている。これらの史料を勘案すると、後掲「二十村百姓等起請文案」にみえる官省符庄二〇か村とは、当時、七社明神の祭礼のために編成されていた村数(＝組み合わせ)であった可能性がある。以上、かつらぎ町史編集委員・前田一郎氏のご教示による。
- (21) なお、この神通寺における百姓らの誓約は、前掲・元中元年(二月七日)「金剛峯寺衆徒一味契状」の第一条の条文に基づいて実施されたと考えられる。
- (22) ちなみに、当該奉行衆らは、「器用(＝才能)」と「故実(＝規定・慣例)に通じていること」とを勘案して「清撰(＝精選)」された人びとであったと思量される(前掲・元中元年「金剛峯寺衆徒一味契状」第九条)。
- (23) 以前に作成された村ごとの基礎台帳。あるいは延元二年に作成された「検注取帳」を指すか。
- (24) 「免家(免在家)」とは免公事在家の略称で、通常は、庄官や在地寺社に公事の取取権が与えられた在家を指す。他方、庄園領主に公事の取取権が与えられた在家は、普通、「定在家」と呼ばれる。けれども、金剛峯寺領庄園の場合には、庄園領主(金剛峯寺)全体に対する公事負担が免除されるかわりに、その金剛峯寺の構成員(寺僧)、庄官、在地寺社等に公事の取取権が与えられた在家を意味している。つまり、金剛峯寺領庄園の場合、「免家」なる語は、通常の「免在家」の語義に、「定在家」の語義が付加されており、事実上、在家一般を指し示

す言葉として使用されていると考えられる。

(25) 「定田」は、年貢・公事徴収の対象となる田地のこと。その定田数は、「檢注取帳」(「基礎台帳」)の後に作成される「檢注目録」(「収取台帳」)によって確定される(富沢清人・注(16) 所引著書五四頁)。

(26) 「河北方」大野村田・畠・在家帳(和多「檢注帳」二八)冒頭に、「応永元年(庚戌)十一月廿一日、斯を始む」とあり、また「河南方」結縁寺村田・畠・在家帳(和多「檢注帳」二二)表紙にも、「応永元年(庚戌)霜月廿一日」とある。下方の場合も同様であったと考えられる。いうまでもなく二二日は、弘法大師空海の御忌日である。

(27) 「上方」という地域名には、河北方の八か村を指す場合(狭義の呼称法)と、この八か村に河南方の畑山・九度山両村をプラスした一〇か村を呼ぶ場合(広義の呼称法)との、二通りの使い方が見られる。以下、狭義の呼称法の場合には「河北方」と記し、広義の呼称法の場合には単に「上方」と載せることにする。また、「下方」という地域名にも、同様に広・狭両義の二通りの使い方が見られる。これについては、現かつらぎ町東北部と高野口町の一部に所在する一七か村を指す場合(狭義の呼称法)には単に「下方」と記し、この一七か村に河南方の結縁寺・丹生河内村をプラスした一九か村を呼ぶ場合(広義の呼称法)には「下方(広義)」と載せることにする。

(28) 注(13) 所引・『高野山大学密教文化研究所紀要』第二―第三号の目次、並びに後掲・表1を参照。

(29) なお、このうちの嵯峨谷村については、年末になってしまったために、この年(応永二年)は田地の檢注と在家の大まかな調査のみが行われ、畠の檢注と在家の詳細な調査については翌年(応永三年)回しにされたようである。表1所引・「嵯峨谷村田・在家帳」の末尾には、「(応永二年は)佐賀谷(「嵯峨谷」ニテラわ(畢)んヌ」と記されているのである。

(30) 河北方、河南方両地域の檢注も、同様に、三月下旬―一〇月中旬と年末―正月を避けて実施されている(注(13) 所引・『高野山大学密教文化研究所紀要』第二―第三号の目次参照)。

(31) 富沢清人・注(16) 所引著書二二、五一頁。

(32) 以下の数値と分析は、あくまでも、「檢注取帳」・「檢注目録」類に記載された限りでの数字であり、その限りでの分析である。

ちなみに、実際の官省符庄内の田・畠・在家数は、これら表3、4の数値よりも多かった可能性が高い。一例を挙げると、応永元年(一一九四)の「大野村田・畠・在家帳」(和多「檢注帳」二八)には、大野村の最有力者「大野殿」の田・畠・在家田畠が計三二筆(この内、地主職・作職併有は一九筆)記され

ているが、応永元―同二年の「名古曾村田帳」・「同村畠・在家帳」(和多「檢注帳」三七―三九)には、名古曾村を本拠地とすると推定される官省符庄の最有力者「高坊殿」の田・畠がわずか三筆(この内、地主職・作職併有は二筆)しか載せられていない。このことは、「檢注取帳」の作成段階で、「高坊殿」を初めとする)四庄官の本拠地等の田・畠・在家把握に相当程度、手心が加えられた可能性のあることを示唆している。この点、かつらぎ町史編集委員・田村和士氏のご指示による。また、「高坊殿」の本拠地推定については、岩倉哲夫「高野政所一族の形成と動向」(安藤精一編『紀州史研究』5、国書刊行会、一九九〇年)注(75)を参照した。

(33) ちなみに、現作田・畠の斗代は、上田〓米五斗、中田〓米四斗、下田〓米二斗五升、上畠〓麦一斗七升、中畠〓麦一斗五升、下畠〓麦一斗二升であった(今井林太郎・注(2) 所引論文九九頁)。

(34) この点が、従来、「分田は、下地の経営とは全く関係なく、いわばはなはだ機械的に行われている」(熱田 公・注(1) 所引b論文『ヒストリア』二四―二六頁)とか、「分田に当っては(中略)現実の経営を全く無視した組合わせが行われることは避けられないことであった」(今井林太郎・注(2) 所引論文一〇二頁)とか、評されてきた所以である。けれども前述したように、「分田支配」・「分畠支配」は、あくまでも「寺僧らの供料地の再配分」、すなわち「配分」に関わる問題であって、そこに「寺僧ら〓被配分者(供料取取者)のおおのが、その供料地を直接に統治する」という意味、つまり「個々の被配分者(供料取取者)の直接統治」の問題は、ほとんど含意されていない。その意味で、今井林太郎氏の、

それ故年貢の徴収についても分田主が直接分田地に赴いて作人から取立てるようなことをせず、村毎に名主を定めて収納に当らせることにしていた。この場合には名主は村役人的な性質のものであり、分田主と分田地の作人・地主との間には直接的な支配関係が結ばれることはなかったといえる。従って分田支配は年貢米の配分を形式的に土地に割当てたに過ぎない擬制的な給田制度であったといえることができる。

という指摘(今井林太郎・注(2) 所引論文一〇二頁)は、おおむねを得ているといえることができる。ただ、それにしても、何故、「分田支配」・「分畠支配」というような方式、すなわち、「すでに檢注の段階から特定の田畠を指定し、これを領主権の構成者である寺僧や荘官らに知行地(供料地――引用者)として配分してしまう」(小山靖憲・注(6) 所引論文一〇六頁)というような面倒な方式が採られたのか、大きな謎は残ったままである。

筆者は、かかる面倒な方式を採った精神的な理由として、今のところ、次の

二点を考えている。すなわち、

(一) 被配分者(供料收取者) おのおのに交付される「分田・分畠切符(II受給者証。後述)」に、受給額の源泉地たる特定の田畠(及びその田畠に関する諸情報)を明記することによって、被配分者に「あなたの供料は、どこその田畠(又は作人)から上がる年貢・公事銭によって賄われています」といった自覚を持たせること。

(二) そのような明記を行うことによって、被配分者それぞれに、配分の公平性を納得させること。

このうちの(二)については、「先の会行事(II学侶集会評定の幹事)(中略)、供料の善悪を撰びて、年々押領の供を、俄に眞鼠(眞鼠)の鉢に書き改めらるの条、奸謀の至極たるの事」(寛正二年(一四六二)八月一七日「学侶若衆評定事書案」(「高」之六、又統宝七三―二三五)第一条)、あるいは「もしくは切符を所持しながら、下地等然るべからざるに依って、万一臆付け(II自身の所持する切符に、自己に該当する臆次を記載する、という意味か)難洪の仁これあるか。左様の時は、起請文を以て糾明あるべき事」(明徳三年(一三九二)五月二〇日「学侶評定事書案」(「高」之四、又統宝三三―二五五)第二条)、等々といった事態の出来を、極力、防止することを目的としていた、ということができよう。

また、かかる面倒な方式を採った実例、合理的な理由としては、現在のところ、次の二点を考えている。すなわち、

(一) 在地からの年貢・公事銭收取をより確実にするため。  
たとえば、応永六年(一三九九)八月七日「相賀南庄公文弘澄請文」(「高」之四、又統宝二―四)に、

一 三供僧御方より仰せ出さる御年貢未済の事は、おのおの御切符を給わり、地下において糾明せしめ、催促仕るべし、

とあるのが、その証左の一つである。

(二) に関連して(四)以後の被配分者(供料收取者)に対する年貢・公事銭配分をより簡便に(よりシステムチックに)するため。

この(四)については、次の三史料の文章がその可能性を示唆しているよう。  
① 応永七年(一四〇〇)一〇月一九日「諸衆評定事書」第一条(「高」之六、又統宝七三―一三四一)

一 相賀南庄新在家十五間の事。彼の三供僧の内、護摩・新学の衆、一臆より臆次に任せて、支配あるべき事。

② 前掲・明徳三年五月二〇日「学侶(II学衆。狭義の学侶)評定事書案」第一条

一 先の会行事の時、任日(II供僧・学衆の任免を記録すること、またはその任免を記載した帳簿、の意か)無沙汰たるの間、新補の仁の切符これなきに依って、面々御所持分は、臆付けあるべきの由、度々催役(ママ)のところ、今に無沙汰の条、然るべからず。所詮、明後日(廿二日)御集会において、御所持の切符の臆付け、当座にてこれあるべし。もしなお臆付けなくば、ただ切符なき臆次に当てるべきの事。

③ 応永三三年(一四二六)十一月一三日「会衆(II学衆)評定事書案」(「高」之四、又統宝三三―二九四)

(前略)  
一 会衆供料の切符等、散失するに依って、切符所持なきの仁、供料有名無実なり。所詮、会衆の名字を書き立て、承仕を以て催促あるの時、面々の名字の下に切符の臆を書き付けらるべし。切符所持なき仁については、本の支配帳を以て交合あるべき事。

(後略)  
右の②③の文章からは、当時の学衆間に、(a)「任日」、(b)「臆付けされた」切符、(c)「供料」の三者はそれぞれに対応すべきものである、との共通理解があったことが窺える。然りとせば、「分田・分畠・在家支配」とは、たとえ被配分者(供料收取者)の仁鉢に変更が生じて、その仁鉢の「臆付け」さえ決まれば、その「臆付け」に見合う供料は自動的に確定する、といった極めてシステムチックな配分方法であったのではあるまいか。次の④の文章は、その一端を示しているよう。

④ 前掲・寛正二年八月一七日「学侶若衆評定事書案」第三条  
一 鏡円房の頼淵の供、隅田に書き改めらるの間、頼淵の供これ飽(II空)くに依って、供僧の闕如を補わんがために、鏡円房の跡へ聖賢房昇進するの由、任日に載せらる。(後略)

なお、以上の点については、別稿において詳細に論じることにした。

(35) 前掲「分田衆評定事書」の第一条では「所々の仏性灯油においては、延元の支配の如く、田数を以て支配せらるべし」ときことが定められていたが、この「分田支配用注文」(II一五二〇。以下、「史料A」と呼ぶ)・「分田支配注文下書」(II一五二一。以下、「史料B」と呼ぶ)等を参照するならば、実際には田数と口数とが併用されたことがわかる。

また、右の「史料B」と、応永三年(月日未詳)「官省符庄上方分田支配注文」(II一五二七。以下、「史料C」と呼ぶ)とを比較すると、「史料B」に記載されている「仏聖灯油(上方分)」の堂塔・寺社別の配分予定田数・口数と、「史料C」に記載されている「仏聖灯油(上方分)」の堂塔・寺社別の実際の配分田

数・口数とは、所々数値が違っている。表5には、便宜上、【史料B】に記されている数値(≡配分子定の田数・口数)を採用した。

ちなみに、【史料B】・【史料C】間の「仏聖灯油(上方分)」の堂塔・寺社別の配分田数・口数の異同は、次のとおりである。

御影堂(仏聖・常灯)……【史料B】≡二口十六反、【史料C】≡二口  
御影堂陀羅尼仏供……【史料B】≡なし、【史料C】≡一反  
慈尊院毎月御影供田・同仏供田……【史料B】≡一町五反、【史料C】≡一町五反一〇歩

慈尊院油田……【史料B】≡三反二二〇歩、【史料C】≡三反一三〇歩

仁王会油田……【史料B】≡一反六〇歩、【史料C】≡一反七〇歩

新堂家鎮……【史料B】≡三〇〇歩、【史料C】≡三三〇歩

上津山箕座室田仏聖田……【史料B】≡二反、【史料C】≡一反

福勝寺仏聖田……【史料B】≡一反、【史料C】≡一反八〇歩

神通寺仏聖田……【史料B】≡六反六〇歩、【史料C】≡六反九〇歩

(36) 山陰加春夫・注(15) 所引著書七八頁。

(37) なお、観応元(同二年(一二三〇)〜一五二一)の「東寺凡僧別当記」・「高野雑々」(Ⅲ一四・五)によれば、観応元(同二年当時、伊都・那賀郡内において、東寺一長者が支配権を有していた庄園は官省符庄の支庄である四郷のみであり、しかもその地の実際上の経営は「高野山坊人」と呼ばれる金剛峯寺衆徒に委ねられていたこと。また官省符庄本体においては、東寺一長者側は「三名(≡寺務御得分+山上別当管領御分+小別当管領御分)」と称される箇所の得分権を有するにすぎず、その得分の貢進も「高野山坊人」等に任されていたこと、などのことが知られる(山陰加春夫・注(15) 所引著書二二〇頁)。これらのことは、東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起こったのではなく、鎌倉時代末期(南北朝内乱期)にすでに現実のものになっていたことを示している。

ちなみに、室町時代初期以降の東寺一長者と四郷との具体的な関係は不明である。

(38) 「里坊」とは、高野「山上の院坊・寺僧が冬期の間寒気のひどい山上を避けて山麓の在家を住いにあてたもの」のこと(今井林太郎・注(2) 所引論文一・二頁)。

(39) 「庁番衆家」とは、庁番殿原と呼ばれる「政所庁に勤番して荘内の治安取締りに当たっていた有力な地主層」の在家のこと(今井林太郎・注(2) 所引論文一・二頁)。

(40) 当時の官省符庄の庄官は、惣執行≡高坊殿、田所執行≡田所殿、河南執行≡岡

殿、そして河北執行≡亀岡殿であった(某年正月一日「金剛峯寺年預秀存廻状」Ⅱ一六七八など)。前掲・表5によれば、惣執行≡高坊殿は計九口の分田を、田所執行≡田所殿は計八口の分田を、河南執行≡岡殿は計三口の分田を、そして河北執行≡亀岡殿は計四口の分田を、それぞれ配分されたことが知られる。また、表7によれば、惣執行≡高坊殿は一七宇の免家を、田所殿は一〇宇の免家を、それぞれ与えられたことがわかる。したがって、「河南・河北・下方の三方執行に対する免家配分の新設」とは、河南執行≡岡殿と河北執行≡亀岡殿とに、従来は認められていなかった免家をおのおの二宇ずつ与え、かつ、下方執行(≡田所執行)にも、その役職に報いるための免家一宇を(従来付与分にさらにプラスして)与える、ということ、その具体的な内容としていたことができよう。

ちなみに、田所殿に対する延元二年時の免家配分は七宇であったが、この応永三年の免家の再配分では一〇宇に増加している(表7・C bキ欄参照)。このことといい、前述の下方執行に対する免家一宇の付与といい、応永三年の免家の再配分においては、四庄官のうちで、特に田所殿の厚遇が目立っている。この措置には、あるいは惣執行≡高坊殿を在地において牽制する狙いが籠められていたのかもしれない。

(41) 現役の有職分の僧侶の内では、舜聖房と空覚房の二名だけが免家の配分を受けていない。けれども、【史料E】の空覚房の箇所には、「応永三年八月 日、死去し畢んぬ」と注記が付けられている。このことは、舜聖房・空覚房の二名が、【史料E】の作成時には、ともに既に金剛峯寺の教団組織を離脱していた可能性の高いことを示唆している。とすれば、【史料E】においては、現役の有職分の僧侶たちの一〇〇パーセントが免家の配分を受けたことになる。なお、【史料E】では、【史料D】における場合と同様に、退役した有職分の僧侶である前官(≡元検校・前検校)二名にも、免家各一宇が配分されている。

(42) ちなみに、「同寺衆徒らが当庄の実質的な支配権を掌握したのは、実に鎌倉時代末期であった」という点からすれば、延元二年の大検注は、事実上の「代替わり検注」であった、ということが出来るかもしれない。

(43) 以上の点は、山陰加春夫「室町時代初期の高野枳について」(「かつらぎ町の歴史」二、一九八〇年)において、既に述べたところである。

(44) 高橋 修・注(18) 所引紹介五五頁。

(45) 高橋 修氏は、同氏・注(18) 所引紹介五五頁において、この「昔」を「鎌倉期」と解しているが、筆者は、前掲・八「在家支配」の項の末尾で、

けれども、このことを論じる時に、鎌倉時代の体制が寺領最高の支配段階であった、という前提に立つのは、こと金剛峯寺の衆徒らと官省符庄に関する



る限り、誤りである、と述べたことと同様の理由をもって、「昔」Ⅱ「延元二年の大検注の時」の可能性がより高いと考えている。

(46) 山陰加春夫・注(43) 所引紹介四二頁。

(47) 応永三年(一三九六)二月三日の「金剛峯寺小集会衆一味契状」(「高野山勸学院文書」東京大学史料編纂所架蔵影写本)には、「夫れ当山諸庄園は、近来悉く以て本復せしむるところなり」と述べられている。この小集会衆たちの自信は、恐らくは、当時、官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」が順調に進行していたことに依るところが大きいと考えられる。けれども、その自信の依って来たところを、さらに広く深く追求することが肝要である。

(48) 引用文中に見える当該「歩付帳」とは、「鞆淵八幡神社文書」(「粉河町史」第二卷・史料Ⅰ(和歌山県那賀郡粉河町、一九八六年)五四～五八号文書のこと)である。

なお、(村々の「名主」をはじめとする人びとによる)村ごとの「名寄帳」の作成作業は、(もしそのような作業が行われたとすれば)河南方の検注が終了した直後の応永三年二月ごろ(前掲・五「検注目録」の作成)の項参照)から開始された可能性がある。またそのような「名寄帳」(「庄家の(年貢等収取を目的とした)「名寄帳」)の作成作業は、金剛峯寺側の「検注目録」類の作成作業及び「分田・分島・在家各支配帳」(「いわば寺家の(年貢等配分を目的とした)「名寄帳」群)の作成作業と同時併行的に行われた可能性がある。

(高野山大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇二年六月七日受理、二〇〇二年一〇月四日審査終了)

## Shoen Configuration in the Early Muromachi Period: Kongobu-ji Ryo Kiinokuni Kanshofu-sho

YAMAKAGE KAZUO

At great deal of valuable research has been conducted into the daikenchu (major land surveys) of shoen under Kongobu-ji temple on Mount Koya at the end of the 14th Century and the mid-15th Century, and on *the bunden / bunbata / zaike-shihai* based on the surveys. However, the research to date has not made a sufficient distinction between the Kongobu-ji's bunden / bunbata / zaike-shihai system (system for allocation of payments to monks and other shoen officials) and the annual tributes and levies that should have been paid in respect of that income.

This paper starts with an awareness of that issue, and examines the process of construction of and approach taken for the bunden / bunbata / zaike-shihai system for Kongobu-ji's Kinokuni Kanshofu-sho at the end of the 14th Century for the purpose of reconfirming the historical records, and presents the findings as a research note.

The largest topic that emerged clearly through the investigations in this paper is that as far as can be seen from the existing historical records relating to the Kanshofu-sho, in the "Repeat of the Daikenchu and associated reconfiguration of the control system" for Kanshofu-sho for the period from Oei 1 to Oei 3 (1394-1396), there is no evidence at all of the Kongobu-ji side having autonomously make nayose-cho census lists for each of the villages. This indicates the possibility that the work of making the nayose-cho was performed by the myoshu and other people. Furthermore, this also implies the possibility that the work of compiling the nayose-cho (the nayose-cho used for the purpose of collecting tributes, etc.) and the work of compiling the Kenchu lists by the Kongobu-ji side, and the work of compiling the bunden / bunbata / zaike-shihai lists (the "nayose-cho" for the purpose of distributing tributes, etc.) were carried out in parallel.